

第6章 資料編

1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日

告示第 35 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号

平成 26 年 3 月 17 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 中央市障害者福祉計画の策定に当たり、広く識見を有する者や社会福祉関係者の意見を求めるため、中央市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、中央市障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議し、及び 検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公益代表

(2) 各種団体代表

(3) 社会福祉関係者

(4) 識見を有する者

(5) 関係行政機関の代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、中央市障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を各 1 人置く。

(1) 会長

(2) 副会長

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 19 告示 13・一部改正)

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

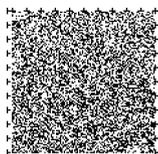
附 則(平成 19 年告示第 13 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



2 中央市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 4 月 1 日
条例第 183 号

改正 平成 26 年 1 月 6 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 障害者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、中央市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公益代表
 - (2) 各種団体代表
 - (3) 社会福祉関係者
 - (4) 識見を有する者
 - (5) 関係行政機関の代表
- 3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員がその職務を行うことができないと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、解任し、又は解嘱することができる。

(会長 及び 副会長)

第 4 条 協議会に会長 及び 副会長を置く。

2 会長 及び 副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 26 条 2 ・ 一部改正)

(委任)

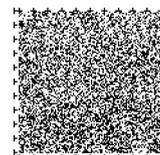
第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 条例第 2 号)

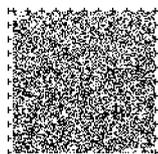
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



3 中央市障がい福祉計画策定委員会・中央市障がい者施策推進協議会 委員名簿

中央市障がい福祉計画策定委員会 …… 任期：平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
 中央市障がい者施策推進協議会 …… 任期：平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

	区分	氏 名	役 職 名	備考
1	公益代表	つかだ かつお 塚田 勝男	中央市民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	
2	有識者	ばば まさえ 馬場 正江	中央市障害者福祉会 会長	
3		むらまつ ゆきこ 村松 幸子	中央市心身障害児父母の会 代表	
4	社会福祉関係者	さかもと かつら 坂本 桂	(福)中央市社会福祉協議会 事務局長	副会長
5		ながさわ ひとし 長澤 斉	(福)忠恕会 ル・ヴァン サービス管理責任者	
6	識見を有する者	み お かおる 三尾 馨	中央市・昭和町地域自立支援協議会 会長 中央市発達障害支援コーディネーター	会 長
7		いむろ まきあき 飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
8		あすわ かつお 阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 相談支援専門員	
9	関係行政機関 の代表	あらかわ ち ゆり 荒川 千百合	中央市役所健康推進課 課長	



中央市 第4期障がい福祉計画

平成 27 年 3 月発行

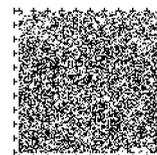
発行／中央市 福祉課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

TEL 055-274-8544

FAX 055-274-1125





中央市

